

Legal professional corporation 2014.06 vol. 06

GRACE News Letter

CONTENTS

● TOPICS	弁護士紹介	弁護士	茂木 佑介
● コラム	問題社員対策	弁護士	茂木 佑介
● いま注目の企業紹介	有限会社フレッシュミネサキ	代表取締役社長	峯崎 美千代様
● グレイス・スケジュール	セミナー開催のお知らせ 《第6回》問題社員対策		
● わたしのおすすめ	始良市蒲生町	事務員	宮原 志乃

TOPICS 弁護士紹介

「迅速に」解決します。
皆様の悩みを
「段取り」と「気配り」を忘れずに、



弁護士法人グレイス、弁護士の茂木と申します。

昨年まで、東京で弁護士として研鑽を積んでおりましたが、この度、色々な御縁が重なり、グレイスの一員となりました。

実は、研修時代の約1年を鹿児島で過ごしておりました。離島巡りが趣味で、当時は、屋久島や種子島はもちろん、甑島や喜界島、奄岐や五島列島など、数多くの離島を巡りました。

東京時代は、日々の業務に追われ、離島を訪れる機会もありませんでしたが、鹿児島に戻ってきてからは、仕事の関係で離島を訪れることもあり(最近も仕事で奄美大島を数回訪れました。)、充実した弁護士ライフを送っております。

良い仕事をした後に、エメラルドグリーンの海の前で鶏飯とトロピカルジュース(本当は黒糖焼酎が飲みたいですが…)

でひと休みというのは、離島が多い鹿児島ならではの醍醐味です。

当事務所では、家事チームのリーダーを任されており、皆様の多種多様な家庭の問題に日々取り組んでおります。

家庭の問題は、様々な「感情」と対峙する場面が数多くあります。

そのような場面では、単に法律の知識を振り回すのではなく、皆様の気持ちに寄り添った最善の解決策を見つけるべく、まずは皆様の声に真摯に耳を傾けます。

その上で、単に訴訟を提起するだけでなく、「交渉力」を武器に、皆様の悩みを「迅速に」解決します。

一人の弁護士の前に、一人の人間として皆様から信頼して頂きますよう、「段取り」と「気配り」を忘れずに本日も業務に取り組んでおります。

弁護士

茂木 佑介

》所属

日本弁護士連合会
鹿児島県弁護士会(弁護士登録番号:45028)

》略歴

2003年 4月 慶應義塾大学法学部 入学
2007年 3月 慶應義塾大学法学部 卒業
2007年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科 入学
2009年 3月 慶應義塾大学大学院法務研究科 卒業
2010年 9月 新司法試験 合格
2010年 11月 最高裁判所司法研修所 入所

》職歴

2011年 12月 東京都新宿区所在の法律事務所 入所
2013年 11月 東京都新宿区所在の法律事務所 退所
2014年 1月 弁護士法人グレイス 入所

》趣味

ゴルフ、釣り、ダイビング

問題社員対策

弁護士
茂木 佑介



今年も折り返し地点となりました。

上半期最後の弁護士コラムは、ずばり「問題社員対策」です。

経営者の方々が日々直面する「問題社員」についてどのように対応すべきなのか、逆にどのように対応すると問題になるのかについてご説明させていただきます。

仕事の出来ない社員、セクハラやパワハラを繰り返す社員、業務命令に従わない社員など、「問題社員」にも様々なパターンがあります。

問題行動を指摘し、すぐに是正されるようであれば、こんなに楽なことはありません。繰り返し注意し、是正を求めたにもかかわらず、全く改善が見られないというケースも非常に多いのが実情です。

毎月の給料に、各種手当や社会保険の支払等、人件費というのは馬鹿になるものではありません。

「改善する見込みの無い問題社員は即刻クビにしたい。」「問題社員を1名雇うぐらいなら、能力の高い社員の給料を上げてあげたい。」というのが、経営者の皆様に共通するお気持ちではないでしょうか。

では、問題社員を直ちにクビにすることは出来るのでしょうか。

答えは「NO」です。

解雇について、労働契約法16条は「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と定めています(いわゆる解雇権濫用法理です)。

解雇が無効となった場合、使用者は、従業員に対して、未払賃金を支払うべき義務を負います。この義務は、解雇によって従業員が勤務をしていなかった期間の分についても当然に負うことになります。

問題社員を解雇できない上に、多額の未払賃金も支払うことになる。「泣き面に蜂」とはこのことです。

では、どのように対応すれば解雇が有効と判断されるのでしょうか。

まず、就業規則において、解雇に関する条項を定めることが必須となります。

その上で、注意や懲戒等によって改善の機会を与えていたことが重要になります。その際、口頭の注意や懲戒等では、後にその有無について争いになりかねません。

「警告書」等の書面によって、改善の機会を与えていたことを証拠として残すとともに、従業員本人に対しても、「反省文」や「顛末書」等を作成させ、どのような問題行為があったのかについて書面での反省を促し、証拠として残しておくことが不可欠です。

以上のようにしっかりと手続を履践し、その際、証拠もしっかりと残しておけば、後は自信をもって解雇することが出来ます。

7月開催のセミナーでは、解雇のケースのみならず、様々な問題社員のケースについて準備しております。各ケースについて、皆様だったらどのように対応するのか、その対応が果たして正解なのかについて、私も含む参加者全員で闊達な議論をしたいと考えております。

セミナー・講演実績

介護施設における事故対応(講師弁護士 黒崎)

5月29日に第4回セミナーを行いました。

介護事故を中心テーマとして掲げ、介護事業者が問われるリスク、リスク回避のための手段、介護事業を運営するに当たっての色々な悩み事等について、双方向的にお話をさせていただきました。

参加企業様同士でお話をされる場面も多く、問題点や改善方法を共有するという点で非常に有意義な会であったと思います。お越しくださった方々にこの場を借りて御礼申し上げます。

今後もセミナーは毎月開催致します。詳しくは本紙の「セミナー開催のお知らせ」をご覧ください。

いま注目の企業紹介

有限会社フレッシュミネサキ

Q 鹿屋市を中心に7店舗のスーパーマーケットを24時間営業で展開されています。ご苦労も多いのではありませんか。

A 地域によって差はありますが、深夜はお客様が来店されない時間帯もあります。「いつも開いている店でなければならない」と24時間に拘りを持っていた社長が一年前に急逝した時に、残された現経営陣で考えましたが、やはり大隅の地域に根ざしていこうと判断した結果の24時間営業です。

Q 急いではいけない、足下を固めてとのお言葉を遺されたのですね。フレッシュミネサキの特色でしょうか。

A 先代は創業のカリスマ性もあり、ここまでの基盤を築きました。現在は経営陣の新しい合議制が機能しています。従業員の勤務割りなども簡単ではないので、店長の抱える悩み、不安や経験不足を全体でカバーすることで安定感を確保しています。また、私たちの特色は、商品の素材へのこだわりが強いことです。自社ブランドはお鮓、お豆腐、ドレッシング、焼き肉のたれなどがあり、ドレッシングは薩摩半島からの注文もいただくので嬉しい限りです。自社ブランドを使用した、食べ放題・飲み放題の「焼き肉こだわり館」も好評です。

Q 新社長として最初のお仕事の一つが顧問弁護士選定だったとうかがいました。どのような選択だったのでしょうか。

A 銀行筋からの紹介でした。複雑な土地問題や相続のこともありました。たまたま先代の時代にある相談をした弁護士の時は問題解決どころか逆に不安が大きくなる対応だったので、今回は本当に大丈夫だろうかと弁護士アレルギーさえありました。それがグレイスによって全く

有限会社フレッシュミネサキ

業 種 / 小売業
所 在 地 / 〒893-0014
鹿児島県鹿屋市寿5丁目26番2号
代 表 / 代表取締役社長 峯崎 美千代
創業・設立 / 昭和60年3月1日
資 本 金 / 1000万円
従業員数 / 370名(パート含む)
(平成26年5月現在)



代表取締役社長
峯崎 美千代 様

なくなりました。大袈裟かもしれませんが将来の不安も無くなりました。聞きたい時にいつでも聞けるというのは、店長が突き当たるトラブルにもしっかり対応できるということなのです。

Q 有り難いお褒めのお言葉です。お越しいただく事務所はスタッフも多くなりましたが、印象はどうでしょうか。

A 初めてお訪ねした時の印象は新鮮でした。皆さんが立たれて迎えて下さり、そして見送って下さるのにびっくりしました。接客業の私たちでもあれだけのことはできていないと思ったのです。なかなか手を止めてということまではできないものです。お客様を大切に作る姿勢の問題ですね。それに清潔感です。明るくてくつろげるような気を配っていると思います。

* 所員一同のお見送りはお客様のご負担を考慮し、現在のところ控えています。

Q グレイスへのこれからの期待とメッセージをいただけますでしょうか。

A 契約してそう長くはありませんが、これからも気さくに相談をしていただけるグレイスであって欲しいです。顧問としてのお考えをニュースレターという形で発信して下さったり、興味深いセミナーのご案内もいただけます。遠いので日程確保が難しい事もありますが(笑)。店長クラスでも時間を作って参加をさせたいと思います。

顧問先様ですから、ご要望に応じてこちらから出向出張セミナーもさせていただきます。本日はお話をありがとうございました。



セミナー開催の
お知らせ

平成26年2月より始まりました当事務所セミナーも、おかげさまで第6回を迎えます。
今後も当事務所の精鋭弁護士たちが講師を担当します!ぜひご参加ください。
第6回セミナーは弁護士茂木が担当です。

《第6回》 問題社員対策

「とほほ、経営者をやるのも大変だ・・・」

- ① 採用前の問題社員
- ② 職場内での問題社員
- ③ 職場外での問題社員

開催日時 平成26年7月31日(木) 18時30分～20時30分
講 師 茂木 佑介
会 場 当事務所会議室(鹿児島市金生町1-1アルボーレ鹿児島6F)
定 員 7名 参加費 無料
参加申込・お問い合わせ先 Tel.099-822-0764

※参加希望の方は当事務所までご連絡ください。(7月30日締切) 皆様のご参加をお待ちしています!

今後のラインアップ

- 《第7回》平成26年8月28日(木) 賃貸用不動産オーナー必見の法律問題
- 《第8回》平成26年9月25日(木) 契約書の作成及びチェックのポイント
- 《第9回》平成26年10月30日(木) 事業承継

※講演内容は変更させて頂く場合がございます。

わたしの
おすすめ

始良市蒲生町
事務員 宮原 志乃
●入所9か月目。皆様のお役に立てるよう、精進して参ります!

今回は、私の大好きな始良市蒲生町をご紹介します。

日本一のクス(蒲生八幡神社境内)



樹齢約1,500年、根周り33.5メートル、高さ約30メートルと日本で一番大きな「楠木」。
真下から楠を見上げたアングルが壮大さをより感じることができ、私の一番のお気に入りです。

蒲生のクスへは、もう何度もかけていますが毎回パワーをもらって帰ってきます。

今回ご紹介したスポットは、有名な所ばかりではありませんが、武家屋敷などの街並みなど歩いて、散策するのもおすすめです。

住吉池



住吉池の持ち主をめぐって神様が競争した話やその昔、大蛇が住んでいたなど、さまざまな伝説が残されています。
夏季は湖畔でキャンプもできます。
(私のおすすめは秋の紅葉シーズンです)

スターランドAIRA



プラネタリアムの見える天体施設です。
私が訪れたこの日は、開館前だったので、これからの梅雨の時期のお出かけスポットにいかがでしょうか。



おまけ

いたるところで紫陽花が咲き始めていました。「梅雨」の訪れをお知らせしてくれているようでした。

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか？

ご存知ですか

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など
<http://ameblo.jp/kote-law/>

《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など
<http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/>

ブログ随時
更新中です

アメブロ 弁護士法人グレイス 検索
(当事務所HPからもアクセス可)

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間:平日9:00～18:30
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります